

重要事項説明書

(梅菅園通所介護事業所介護予防相当通所サービス及び緩和基準型通所サービス)

当事業所はご契約者（利用者）に対して介護予防相当通所サービス及び緩和基準型通所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

1 事業者

名称	社会福祉法人 本郷福祉会
法人所在地	広島県三原市下北方二丁目9番1号
代表者氏名	理事長 加村 博志
電話・ファクシミリ番号	TEL (0848) 86-1750(代) FAX (0848) 86-1788

2 事業所

名称	梅菅園 通所介護事業所 介護予防相当通所サービス及び緩和基準型通所サービス
管理者名	岡林 浩一

3 本郷福祉会で実施している他の事業

当事業所は、特別養護老人ホーム梅菅園に併設されています。

事業の種類		三原市長の事業者指定	利用定数
		指定年月日	
居宅	介護予防相当通所サービス	令和元年5月1日 (地域密着型移行による)	18人 (通所介護と兼用)
	緩和基準型通所サービス	令和元年5月1日 (地域密着型移行による)	5人

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある高齢者及び事業者に対し、適正な介護予防相当通所サービス及び緩和基準型通所サービスを提供することを目的とする
施設運営の方針	地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、適切なサービス提供に努めるものとする。

5 施設の概要

敷地	7,360.97㎡	
建物	構造	軽量鉄骨造スレートぶき平家建（耐火建築）
	延べ床面積	366.75㎡(うち341.55㎡)

(1) 主な設備

設備の種類	数	面積
食堂／機能訓練室	1室	124.07㎡
一般浴室	1室	12.2㎡
機械浴室（特殊浴槽）	1台	20.65㎡
静養室1	1室	18.9㎡
静養室2	1室3床	18.0㎡
相談室	1室	8.10㎡

6 職員体制

従業者の職種	員数	保有資格等	運営規程の員数
管理者	1	社会福祉士	特養施設長と兼務
生活相談員	3	介護福祉士 3名	常勤兼務 1以上
介護職員	9	介護福祉士 6名	常勤専従 1名以上 計 2名以上
看護職員		看護師 2名 准看護師 2名	1以上
機能訓練指導員		看護師 2名 准看護師 2名	1以上

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
介護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯（8：30～12：30）常勤で勤務	4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：30～12：30）常勤で勤務	4週8休

8 営業日及び営業時間帯

事業の種類	営業日	営業時間	サービス提供時間
介護予防相当 通所サービス	月曜日～土曜日	8：30～17：30	9：15～16：30
緩和基準型 通所サービス	月曜日	8：30～12：30	9：15～12：15

※但し、12月30日から1月3日は営業日から除く。

9 施設サービスの概要

(1) 通所型サービス

種類	内容
健康管理	○看護職員が健康管理に努めます。 ○また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
食事	○管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ○食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 昼食 12：00～13：00 (緩和基準型通所サービスは 12:30 まで)
機能訓練	○機能訓練指導員により、利用者の方の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止するための訓練を実施します。 (当事業所の保有するリハビリ器具) 平行棒、マイクロ治療器、滑車運動器

相談及び援助	○当事業所は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口)生活相談員：前垣内 優子
社会生活上の便宜	○当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での利用を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
離床、着替え	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
排泄 (介護予防相当 通所サービスのみ)	○利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 排泄介助を要する方に対しては、1日3回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。
入浴 (介護予防相当 通所サービスのみ)	○出来るだけ入浴(又は清拭)してもらいます。 ○寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
介護教室	○当事業所では、利用者又は、ご家族に、週1回健康管理、食事管理等の説明を行います。

10 利用料

(1) 法定給付

介護予防相当通所サービス及び緩和基準型通所サービスを提供した場合の法定受領分は、三原市長が定める額(1割、2割又は3割)とし、次のとおりとする。

○ 介護予防相当通所サービス

区分	サービス内容	利用料			
		1割負担	2割負担	3割負担	
法定 代理受領	通所型サービス費 (1月につき)	要支援1	1,672円	3,344円	5,016円
		要支援2	3,428円	6,856円	10,284円

法定サービス提供加算・減算について

加算・減算名	要件	利用料			
		1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	介護福祉士の占める割合が 百分の五十以上	要支援1	72円	144円	216円
		要支援2	144円	288円	432円
科学的介護 推進体制加算	利用者に係るデータを厚生 労働省へ提出し、その分析 結果を活用した質の高い介 護サービス体制を構築した 場合	40円	80円	120円	
介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)	—	利用料に1000分の59を 乗じた数を加算			
介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅰ)	—	利用料に1000分の12を 乗じた数を加算			
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	—	利用料に 1000分の11を 乗じた数を加算			

○ 緩和基準型通所サービス

区分	サービス内容	利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担
法定代理受領	緩和基準型通所サービス費 (1月につき)	1, 240円	2, 480円 (1月につき)	3, 720円

(2) 法定外給付（その他費用について）

○ 介護保険外サービス

区分	サービス内容	利用料		
介護保険外 (自費利用)	介護保険外通所型サービス費 (1回につき)	要支援1	4, 180円	
		要支援2	4, 285円 (1回につき)	
要支援1の利用者…同一週に2回以上利用した場合の2回目以降の利用料金です。 要支援2の利用者…同一週に3回以上利用した場合の3回目以降の利用料金です。 なお、他の要介護・要支援利用者が利用希望の場合は、介護保険を使用する利用者優先とさせていただきますのでご了承ください。				

区分	通所型サービス	利用料	
食費	介護予防相当通所サービス	1日あたり	650円
	緩和基準型通所サービス	1日あたり	550円
おむつ代	介護予防相当通所サービス	尿取りパット	1枚 30円
		尿取りパット(夜用)	1枚 70円
		紙パンツ	1枚 100円
		紙おむつ	1枚 120円

(3) 支払い期日と支払い方法について

利用料及びその他の費用の額の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、現金、銀行口座振込又は口座振替により翌月末日までに受けるものとする。

11 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所管理者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12 守秘義務について

サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。

利用者もしくは家族から文書により同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず同意書の内容のとおり情報提供できるものとします。

13 個人情報開示の同意について

別紙 同意書による

14 苦情等の受付

提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じます。

①	当事業所の 窓口	担当者 生活相談員 前垣内 優子 苦情解決責任者 管理者 岡林 浩一 受付時間 平日 8:30 ~ 17:30 〒729-0414 広島県三原市下北方2丁目9番1号 電話 0848-86-1750
		○ご利用方法 担当者が面接・書面・電話にて受付します。 正面玄関に電話脇にご意見箱も設置しております。 ○解決方法 苦情解決責任者に報告し、事実確認を行います。 苦情処理委員会にて対応を協議し、サービスに関する説明、改善内容を苦情申出人へ報告します。
	当法人の第三者委員 (解決しない場合は 助言・立会いを求める ことができます)	中村 益夫 住所 三原市沼田西町松江 2115 電話 0848-86-2408 吉行 導治 住所 三原市本郷町南方 20322-3 電話 0848-86-2933
②	公的団体の 窓口	三原市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 電話 0848-67-6240
		竹原市福祉部健康福祉課 介護福祉係 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号 電話 0846-22-7743
		東広島市健康福祉部 介護保険課 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 電話 082-422-2111
		尾道市高齢者福祉課 介護保険係 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 〒722-8501 広島県尾道市久保1丁目15-1 電話 0848-38-9440
		広島県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 電話 082-554-0783

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム梅菅園防災計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	三原市西部分署の協力を得て、非常時の対応を行います。			
平常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム梅菅園防災計画」にのっとり年2回昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。 防火管理者：中沖 利治			
	設備名称	個所等	設備名称	個所等
	火災報知器	32箇所	非常灯	1箇所
	自動火災報知器	1箇所	誘導灯	2箇所
	消火器	3箇所		
カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。				

16 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

利用取消の場合	当事業所の利用は、計画に添って実行しますので、利用中止（入院等）の場合は速やかに、その旨ご連絡下さい。止むを得ず当日中止される場合は、午前8時30分までにご連絡下さい。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。

令和 年 月 日

通所型サービスの開始に当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

梅菅園通所介護事業所

説明書氏名

印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け通所型サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

利用者の家族 住所

(代理人)

氏名

印

続柄

(2023. 6. 21)